

3. 基本的施策関係（基本的な法律と制度）

次つぎのことを政府せいふに求めます。

1) 地域生活（みんなと一緒にまちで暮らす）

地域ちいきで暮らす権利けんりを実現じつげんするために、親おやや家族かぞくだけにたよらなくても自分じぶんが望むのぞ必要な支援ひつようが受けられるよう法律ほうりつや制度せいどをつくります。障害しょうがいのある人ひとが施設しせつや病院びょういんではなく、地域ちいきで暮らせるよう支援しえんを増やします。

支援しえんにお金かねを一部いちぶ払う場合ばあいでも、家族かぞくの収入しゅうにゅうを含まないで、自分じぶんの収入しゅうにゅうだけに合あわせて決きめます。

2) 労働と雇用（働く）

障害しょうがいのある人ひとが労働者ろうどうしゃとしての権利けんりが守られ、働く場まもで必要な支援はたらや合理的配慮ぼ（本人ほんにんの障害しょうがいに応じた対応たいおう）を受けながら、暮らせるだけの収入しゅうにゅうをえて働けるよう法律ほうりつや制度せいどをつくります。

障害しょうがいのある人ひとがさまざまな仕事しごとをできるように法律ほうりつや制度せいどをつくります。法律ほうりつで決められている障害しょうがいのある人ひとを雇う義務ぎむを、身体障害しんたいしょうがいと知的障害ちてきしょうがい以外の障害いがいにも広げるための法律ほうりつや制度せいどをつくります。

3) 教育（学校と勉強）

障害しょうがいのある子どもも、ない子どもも、いっしょに勉強する制度べんきょう（インクルーシブ教育制度せいど）をつくります。

どの学校がっこう、学級がっきゅうで勉強するかを決める時ときに、本人ほんにんや保護者ほごしゃの気持ちきもに従したがいます。

障害しょうがいのある子ども一人ひとりに必要な支援ひつようや、合理的配慮しえん（本人ほんにんの障害しょうがいに応じた対応たいおう）を提供するのための法律ほうりつや制度せいどをつくります。

